高教組情報

特別号

（組合員用）

2019年10月23日

文責　　寺田　杉

長崎高教組　長崎市中川2丁目2-5　℡（095）827-5882

「1年単位の変形労働時間制」法案閣議決定！

労働基準法に反し労働者保護の観点からも許されない

「休みは夏休みまで待て」というのはまちがっている

労働組合と使用者間で書面の「協定」を結んだ場合のみ導入できる労働基準法の規定を、地方自治体の条例で可能とする改悪

安倍政権は10月18日の朝の閣議で、公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を適用できるようにする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正案を決定しました。現在、公立学校の教員を含む、地方公務員は、地方公務員法で1年単位の変形制は適用できないことになっています。安倍政権は、給特法改定案に、1年単位の変形制を公立学校の教員に適用できるようにする地方公務員法の読み替え規定を設けるとともに、労働組合と協定で定める事項を各自治体の条例で定めようとする労働基準法の読み替え規定を設けています。

学校現場だけの問題ではない！全ての労働者にかかってくる改悪

労基法にある労使協定を行わなくても良いという法案を通そうとしていることは、憲法27条の第2項「その他の勤労条件に関する基準は、法律（労基法等）でこれを定める」に違反します。労使協定も必要ないとして、一方的に導入され「1年単位の変形制」の今ある制限を崩していく前例になれば、民間で働く労働者にとっても多大な影響が出てきます。

人を増やすか業務量を減らすこと

文科省は「夏休みなど長期休業中に『休み』をまとめてとることができる」と国会議員に説明しています。しかし、夏休みに休みがとれる保障はありませんし、業務量も減る保障もなく、今でも60%の教職員が過労死ラインにある中、「在校時間」が長くなることで、働き続ける教員が増えることは明らかです。また、介護や育児がある教職員は適用外とされていますが、早く帰ることができる職場環境の保障もありません。さらに、日によって勤務時間が変わるため、年休の計算にも影響が出てきます。

公務員は適用できないとされてきた「1年単位の変形制」について、なぜ、公務員の、しかも今大問題となっている長時間過密労働の実態にある教職員に導入できるのか、理論的にも、憲法や労基法にも違反しています。

国会での法案成立阻止のため、「1年単位の変形労働時間制反対請願署名」を圧倒的多数集めましょう！最終10月末です。

☆「1年単位の変形労働時間制」については、新聞「全教」（10.15）に詳しく掲載しています。
☆　可能な範囲で、未組の方にも刷り増しして情宣してください。